

原 議 保 存 期 間 1 0 年  
(平成26年12月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 2 0 号  
平 成 1 6 年 3 月 1 8 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

### カーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)による変更後の「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)の別表2及び「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)の別表2においては、カーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出することとされているところであるが、カーレースに伴う道路使用許可についての基本的考え方、カーレースに伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置及びカーレースに伴う道路使用許可の可否の判断に当たっての留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 1 カーレースの定義

- (1) この通達において「カーレース」とは、「レース」及び「ラリー」をいうものとする。
- (2) 「レース」とは、同一コース上において、2台以上の車両が同時に発走し、決められた距離を最初に走りきった者、あるいは決められた時間内に最長距離を走った者を優勝者とし、順次順位を決定する競技をいう。
- (3) 「ラリー」とは、定められたルートを示された速度に従って走破し、指示通りの運転の正確さを競う競技をいう。オーガナイザー(競技運営者)が算出したルートごとの所要時間に対して各参加車両の所要時間の誤差を減点法で採点するリライアビリティランが一般的であるが、特定の区間の最速タイムを競うタイムトライアルが競技に盛り込まれることがある。

#### 2 カーレースに伴う道路使用許可についての基本的考え方

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則において、道路使用許可を受けなければならない行為として、道路において競技会等を実施することが規定されている場合は、道路においてカーレースを実施しようとする者は、警察署長の道路使

用許可を受けなければならない。

カーレースに伴う道路使用許可の可否の判断は、警察署長が道路交通法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなるが、同項第3号に該当するものとして道路の使用を許可する場合は、カーレースのために道路を使用することについて地域住民、道路利用者等の合意が形成されていることが必要不可欠であることに留意すること。この場合において、カーレースの実施については、長期間にわたり、広範囲の道路において、車両及び歩行者の全面通行止めを実施する必要があるほか、沿道住民や沿道の建築物等に危険を及ぼす可能性も否定できず、また、カーレースの開催中は著しい騒音等が生ずることとなることなどから、カーレースを実施することにより影響を受ける地域住民、道路利用者等の合意形成の状況について慎重に見極める必要があることに留意すること。

また、カーレースに伴う道路使用許可の可否の判断に当たっては、沿道住民、観客、ドライバー、競技関係者等の安全性が確実に担保されていることがその前提となることに留意すること。

### 3 カーレースに伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置

#### (1) 事前相談への適切な対応

カーレースに伴う道路使用許可手続が円滑に行われるためには、カーレースの実施主体から警察に対して十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましいことから、カーレースの実施主体にその旨を周知するとともに、カーレースの実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。

#### (2) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア カーレースのために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、カーレースの実施主体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、カーレースの実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うこと。

イ 地域住民、道路利用者等との合意形成の円滑化を図るために果たす地方公共団体の役割を踏まえ、必要な助言、情報提供等を行うなどして、合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組みとの連携に努めること。

ウ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため必要があると認められるときは、カーレースの実施に伴い実施する必要がある車両及び歩行者の全面通行止めの範囲及び期間、沿道住民や沿道の建築物等に危険が及ぶ可能性、カーレースの実施に伴い生じる騒音等を踏まえた上で、カーレースのために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等について検討を行うため、カーレースの実施主体に対して、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協

議の場の設置を求めること。

なお、新しい協議の場を設置する代わりに、警察署協議会等の既存の枠組みを活用することとしても差し支えない。

エ 協議の場には、次の者が参画することが望ましい。

- (ア) カーレースの実施主体
- (イ) 地方公共団体の職員
- (ウ) 地域住民や地元商店街の代表
- (エ) 沿道の医療機関、福祉施設等の管理者
- (オ) 地元運送事業者（バス、タクシー事業者等）の代表
- (カ) 沿道の大型商業施設等の経営者
- (キ) その他協議の場への参画を得る必要のある者

なお、パブリックコメント等の手法を用いて当該道路を利用する当該地域外の道路利用者の意見を協議の場に反映させる措置に配慮することが望ましい。

オ 警察は、例えばオブザーバーとして協議の場に参加するなどして、カーレースが実施される場所の道路交通の状況、交通規制の実施状況、路上競技等の実施に対して地域住民、道路利用者等から寄せられた苦情等について必要な情報を提供すること。

また、道路管理者に対しても、例えばオブザーバーとして協議の場への参加を求めるなどして、道路管理者との連携を図ること。

カ カーレースの実施主体が行う協議の場の運営に対して、必要な協力を行うこと。

#### 4 カーレースに伴う道路使用許可の可否の判断に当たっての留意事項

カーレースに伴う道路使用許可の可否の判断に当たっては、次の(1)から(3)までに該当することがその前提となることに留意すること。

##### (1) 安全性の確保

次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア コースの構造（直線部の長さ、曲線部の半径、幅員、勾配、路側帯、縁石、路面の素材等）、防護設備（待避地域、砂利の敷設、ブレーキ路面、ガードレール、コンクリートブロック、タイヤバリア、防護柵等）及びその他の設備（距離標示板、観客席、ピット設備、緊急車両の通行路等）が国際自動車連盟及び（社）日本自動車連盟の安全基準に合致していること。

イ アのほか、沿道住民、観客、ドライバー、競技関係者等の安全性が確実に担保されていること。

##### (2) 実施主体による自主警備体制の確立

都道府県公安委員会等による車両及び歩行者の通行禁止規制を担保する

ための自主整理員の配置等、競技の安全性を確保するために必要な警備を実施する体制が実施主体により確立されていること。

(3) 実施主体による緊急医療体制の確立

競技中の事故に備えて医師及び救助員並びに救助用資機材が確保されているなど実施主体による緊急医療体制が確立されていること。